

○厚生労働省告示第二百八号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）第二十条の二の規定に基づき、結核医療の基準（平成二十一年厚生労働省告示第十六号）の一部を次の表のように改正する。

平成三十年四月十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

改正後	改正前
<p>第2 化学療法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 薬剤の種類及び使用方法</p> <p>(1) 抗結核薬</p> <p>ア 抗結核薬の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(ア)～(シ) (略)</p> <p><u>(ス) BDQ ベダキリン</u></p> <p>イ 抗結核薬の選定における留意事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) <u>DLM及びBDQ</u>は、患者の結核菌がINH及びRFPに対して耐性を有する場合に限って使用する。DLM又は<u>BDQ</u>以外の3剤以上と併用して、これを使用することを原則とする。ただし、外科的療法を実施する場合には、<u>DLM又はBDQ</u>以外の1剤又は2剤と併用して、これを使用することができる。</p> <p>また、<u>DLM又はBDQ</u>以外の3剤以上と併用することができないことを理由として、<u>DLM又はBDQ</u>以外の1剤又は2剤と併用することを検討する際には、薬剤に対して耐性を有する結核菌の発現の防止と結核の治療効果の両面から慎重な検討を要する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 肺結核の化学療法</p> <p>(1) 薬剤選択の基本的な考え方</p> <p>ア・イ (略)</p>	<p>第2 化学療法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 薬剤の種類及び使用方法</p> <p>(1) 抗結核薬</p> <p>ア 抗結核薬の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(ア)～(シ) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>イ 抗結核薬の選定における留意事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) DLMは、患者の結核菌がINH及びRFPに対して耐性を有する場合に限って使用する。DLM以外の3剤以上と併用して、これを使用することを原則とする。ただし、外科的療法を実施する場合には、DLM以外の1剤又は2剤と併用して、これを使用することができる。</p> <p>また、DLM以外の3剤以上と併用することができないことを理由として、DLM以外の1剤又は2剤と併用することを検討する際には、薬剤に対して耐性を有する結核菌の発現の防止と結核の治療効果の両面から慎重な検討を要する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 肺結核の化学療法</p> <p>(1) 薬剤選択の基本的な考え方</p> <p>ア・イ (略)</p>

(削る)

(2)・(3) (略)

4 (略)

5 潜在性結核感染症の化学療法

潜在性結核感染症の治療においては、原則としてINHの単独療法を6月間行い、必要に応じて更に3月間行う。ただし、INHが使用できない場合には、RFPの単独療法を4月ないし6月間行う

—

ウ 潜在性結核感染症の治療における薬剤選択

潜在性結核感染症の治療においては、原則としてINHの単独療法を6月間行い、必要に応じて更に3月間行う。ただし、INHが使用できない場合には、RFPの単独療法を4月ないし6月間行う。

(2)・(3) (略)

4 (略)

(新設)